

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への高効率照明機器導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
1	-	リース会社による入札参加を検討しています。賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについては認めます。この場合には、事前に市の承認を受けていただくこととします。 詳細については、協議事項とします。 なお、他の業者が負う役割がある場合には、「様式3 グループ構成表」により、応募者の構成員を明らかにするとともに、各々の役割分担を明確にしてください。
2	-	前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	No.1の回答と同じです。 本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについては認めます。 この場合には、事前に市の承認を受けていただくこととします。 詳細については、協議事項とします。
3	-	本件の賃貸借契約は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。	本件の賃貸借契約については、債務負担行為になります。
4	-	万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	既に議決された予算額に基づき契約することを予定していることから、契約後、翌年度以降の予算が削減されることは想定していません。 しかしながら、万が一そのような事態になった場合は、質問に記載いただいた御認識のとおりです。
5	-	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	新座市公共施設への高効率照明導入事業において、予算削減等の影響で契約を解約し、又は変更したケースはありません。
6	-	受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか。	協議事項とします。
7	-	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。	協議事項とします。 新座市賃貸借契約基準約款第13条第5項のとおりです。
8	-	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	やむを得ない事情による工事遅延、未完工等については、協議事項とします。
9	-	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により代替品を提供する必要がある場合、その費用については別途協議いただけますでしょうか。	協議事項とします。
10	-	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけますか。	御認識のとおりです。

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への高効率照明機器導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
11	-	地元企業を活用できない場合でも入札の条件違反にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
12	-	地元以外の業者を活用する場合の申請や報告等の方法を教えてください。	仕様書12(1)に記載のとおり、契約相手方以外の事業者が、物件の設置作業（現地試験を含む。）や保証等、当該契約の一部を履行する場合は、あらかじめ書面により通知し、賃借人の承認を得てください、
13	-	本件、物件に誘導灯・非常灯も含まれていますでしょうか。含まれている場合、誘導灯等につきましての賃貸借期間中の「法定点検業務」は、本入札業務の「対象外」でよろしいでしょうか。	本プロポーザルの対象となる照明器具に、誘導灯及び非常灯は含んでいません。
14	-	本件調達には、ポール（不動産）は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
15	-	契約期間中のポール部分の所有者責任は発注者負担でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
16	-	ポールは動産ではない為、動産総合保険や保守・保証の適用対象外となることをご了解いただけますか。	御認識のとおり、ポールについては動産総合保険や保守・保証の適用対象外となります。
17	-	賃貸借契約書の書式は、受注者所定のリース契約書式にて契約を締結していただけますでしょうか。	本プロポーザルを踏まえた賃貸借契約となり、定型の書式での契約が困難なため、協議事項とします。賃貸借契約書には、本プロポーザルの公募要領、仕様書、事業者による企画提案書、新座市賃貸借契約基準約款、支払に係る内訳書等を綴ることを想定しています。
18	-	本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。	No.17の回答と同様、協議事項とします。
19	-	（発注者所定の賃貸借契約書にて推進となる場合）落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	No.17の回答と同様、協議事項とします。
20	-	万一の場合の想定となりますが、受注者の責任によらない事由により補助金の交付が受けられない又は不足等が発生の場合、同差額分につきましては発注者に費用負担をお願いできますでしょうか。	御認識のとおりです。

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への高効率照明機器導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
21	-	受注者が補助金を受給した場合において、受注者の責めに帰すべき事由「以外」を原因としまして、補助金交付団体が定める補助金の返還事由に該当し、受注者が受領した補助金の全額又は一部および加算金の支払請求を受け、受注者がその支払いを余儀なくされた場合、当該原因が受注者の原因以外となります場合には発注者にてご負担をいただけますでしょうか。	御認識のとおりです。
22	-	提案書に記載する金額についての質問になります。 ・補助金控除前/控除後の金額のどちらでしょうか。 ・月額/総額のどちらでしょうか。 ・税抜/税込のどちらでしょうか。すべて記載する必要がある場合は、すべて記載と回答いただけると幸いです。	補助金控除後の総額を税込で記載してください。 お示しいただいた、その他の事項については、任意とします。
23	-	本補助金は発注者が申請者（共同申請でないため）となるため、財産処分は発注者にてご対応いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。 なお、必要に応じて、資料の提供等の御協力をお願いする場合がございます。
24	-	賃貸借期間が10年間となっていますが、【当該物件】の法定耐用年数15年の財産処分制限期間がある認識です。賃貸借期間終了後に交付金の返還義務は発生しないのでしょうか。	御認識のとおりです。
25	-	万が一交付金の返還義務が発生した場合、受注者の責めに帰すべき事由以外を原因とした際は発注者にてご負担いただけますでしょうか。	御認識のとおりです。
26	-	入札/契約保証金は免除いただけますでしょうか。	入札保証金及び契約保証金については、免除します。
27	-	入札/契約保証金の納付に代え、入札/履行保証保険による対応でもよろしいでしょうか。	No.26の回答のとおり、入札保証金及び契約保証金は免除となります。
28	-	入札/契約保証金の納付に代え、入札/履行保証保険による取り進めを検討しております。 入札/履行保証保険による代用の場合の詳細要件につきまして、下記、ご回答をお願いいたします。 ①保険金額は、「税込」契約総額の●分の●以上との認識でよろしいでしょうか。 ②保険期間は、入札日～契約日/契約日～賃貸借満了日との認識でよろしいでしょうか。（以下、履行保証保険の場合のみ、ご参照） ③履行保証保険の証券発行について、申込手続から保険証券差入まで最大7～8営業日程度要します。つきましては、契約日や契約書提出日について落札後に協議することは可能でしょうか。 ④履行保証保険の最長保険期間が5年となりますので、5年以上の保険付保となります場合、保険期間を分割して付保する事となりますが宜しいでしょうか（他自治体で同事例発生の際も了承頂いております）。例：保険期間が10年〇ヶ月となる場合「5年、5年、●ヶ月」と分割して付保し、保険証券の差入は各継続時となります。	No.26の回答のとおり、入札保証金及び契約保証金は免除となります。

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への高効率照明機器導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
29	-	入札/契約保証金の免除申請要件についてご確認願います。 過去の成約実績の提出による免除申請を検討しております。この内容について、以下、ご確認をお願い致します。 (1) 「同種」要件について：賃貸借契約の実績であれば、今回の案件と異なる物件でも許容頂けますでしょうか。 (2) 「同規模」要件について：同規模条件につきまして、具体的な基準が御座いましたら、ご教示願います。 (3) 「2年以内に誠実に履行」との記載についてご確認願います。本記載は、以下のいずれの想定となりますでしょうか。 ① 2年以内に「賃貸借契約を締結した」との実績でしょうか。 ② 2年以内に「賃貸借契約の賃貸期間が開始された」との実績でしょうか。 ③ 2年以内に「賃貸借契約が満了した」との実績でしょうか。 (4) 発注者以外の官公庁様との契約実績でも差支えないでしょうか。他の都道府県や、省庁、他の市区町村との契約実績でも宜しいでしょうか。 (5) 国・公立大学、独立行政法人様との契約でも実績として認めていただけますでしょうか。	No26の回答のとおり、入札保証金及び契約保証金は免除となります。
30	-	最優秀提案者となれました後、協議事項について合意に至らず交渉を断念する場合、ペナルティは発生しないでしょうか。	事業予定者（最優秀提案者）の責めによらない事情により契約の締結に至らなかった場合については、御認識のとおりです。 一方で、令和8年度新座市公共施設への高効率照明機器導入事業実施要領（以下「実施要領」という。）の8に定める失格要件に該当した場合は、事業予定者としての選定を取り消すこととなります。
31	-	企画提案書につきまして、以下、ご確認をお願いいたします。 ① ご提案資料には枚数制限はないとの認識でよろしいでしょうか。 ② ご提案資料には頁番号を記載させて頂いてもよろしいでしょうか。 ③ カラー印刷でもよろしいでしょうか。 ④ 片面印刷、両面印刷のご指定はございますか。 ⑤ 紙の出力サイズや、出力方法の「縦方向」「横方向」のご指定や、閉じ方のご指定等もなしとの認識でよろしいでしょうか。 ⑥ フォントサイズのご指定等もないとの認識でよろしいでしょうか。	実施要領の5(3)に記載のとおり、企画提案書については電子メールでの提出となりますので、紙媒体の提出は不要です。 なお、例示していただいた項目について、指定はありません。
32	-	提出資料につきまして、封入や、袋とじ等せず、そのままのご提出でもよろしいでしょうか。上記資料につきまして、紙ファイルへまとめて袋とじする等の対応は、不要との認識でよろしいでしょうか。	No31の回答のとおり、企画提案書については電子メールでの提出となりますので、紙媒体の提出は不要です。
33	-	提案書は1部提出との認識でよろしいでしょうか。副本が必要な場合は以下の質問にご回答をお願いいたします。 ・提案者の名前は特定できない様に、マスキング又はブランク等とする対応が必要でしょうか。 ・協力頂く工事会社・保守会社等も明示しないほうがよろしいでしょうか。 ・メーカー名はオープンとさせていただいてもよろしいでしょうか。	No31の回答のとおり、企画提案書については電子メールでの提出となりますので、紙媒体の提出は不要です。 なお、例示していただいた項目について、指定はありません。
34	-	本賃貸借物件を設置している施設の統廃合等、発注者側の事情により契約を変更または解除する場合、残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	御認識のとおりです。
35	-	仕様書等の内容と現場の状況に相違があった場合等の理由で指定の工期に間に合わない場合、賃貸借開始時期について別途打合せをさせていただけますでしょうか。	協議事項とします。
36	-	仕様書等の内容と現場の状況に相違があった場合等の理由で入札時に想定していた工事等の諸費用が賅えなくなった場合、賃貸借料の変更について別途打合せをさせていただけますでしょうか。	協議事項とします。

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への高効率照明機器導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
37	-	既存物件は撤去することとありますが、こちらは第三者の所有物件ではなく、発注者所有の物件との認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおりです。
38	-	過去の類似業務実績(様式5)について A4版2枚以内であれば、業務名は5件まで記載できることとございますが、同一自治体かつ同種物品・同履行期間であれば複数件まとめて1行に記載し、合計数が5件を超えてもよろしいでしょうか。 (例：1行に3件の契約実績を合計、他4行は1案件ずつ記載し、計7件の記載)	御認識のとおりです。
39	実施要領	質疑の回答内容によってあらたな疑義が生じた場合、提案書提出日までに追加質疑を行うことを認めていただくことは可能でしょうか。	質問の受付については令和8年8月25日(火)正午までとしていますので、以後は原則として受け付けません。一方で、企画提案に関わる重大な疑義が生じた場合については対応を検討しますので、その際は担当まで御相談ください。
40	実施要領	公平性確保の観点から、各事業者から提出された質疑およびそれに対する回答について、全て開示いただくことは可能でしょうか。	提出された全ての質問に対する回答について、公表します。
41	実施要領	設置後の製品が仕様を満たしていなかった場合、情報開示請求等で仕様遵守状況を確認する事は可能でしょうか。	賃買人が納入した製品について、自ら情報開示請求等を行う想定はありませんが、手続としては可能です。
42	実施要領	企画提案書について、ページ数に対して指定はございますでしょうか。指定がある場合、表紙および目次を含まないページ数をご教示いただきたいです。	企画提案書のページ数について、指定はありません。
43	別紙1-1、1-2	現地数量に増減があった場合、契約変更の協議対象となりますでしょうか。	協議事項とします。
44	別紙1-1、1-2	既にLED照明へ更新済みの箇所につきましては、本事業の対象範囲外との認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
45	別紙1-2	記号「J」について、調光対応かつ高温環境に適合する照明器具の設定がありません。防湿形照明器具(非調光)の採用としてよろしいでしょうか。	仕様書別紙1-1及び1-2に記載の照明器具別期待事項に一部適合しない照明器具については、企画提案書にその旨を示していただいた上であれば、採用して構いません。
46	仕様書 物件の設置期限	本事業につきましては、設置期限(令和9年2月28日)までの履行期限を前提としておりますが、「AI需要による半導体不足」や「中東情勢」などの影響により、製品の納期遅延や工期遅延が生じる可能性がございます。その場合には事業者の責に帰さない事由として取り扱われるものと認識しておりますところ、事前に協議のうえ貴市のご承認をいただいた場合には、損害金等の費用は発生しないとの理解で相違ない認識でよろしいでしょうか。	協議事項とします。

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への高効率照明機器導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
47	仕様書 製品仕様	公共施設のLED化事業においては、不特定多数の利用者が日常的に使用する施設であることから、安全性、信頼性および長期的な維持管理性の確保が極めて重要であると考えております。また、周辺自治体における同種事業においても、一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004「公共施設用照明器具」への適合を求める事例が多数見受けられることから、本事業においても同規格への適合は必須要件として取り扱うべきものと認識しております。特に、JIL5004に適合していない器具を採用した場合、器具性能、安全性、耐久性等に関する品質水準が十分に担保されず、施設利用者の安全確保や維持管理上のリスクが生じるおそれがあります。このため、規格に設定のない器具を選定する場合についても、一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」「確認外」のすべてに登録対応器具を有するメーカーの製品を採用すべきです。なお、メーカーの適合状況については、一般社団法人日本照明工業会ホームページに掲載されている登録情報を根拠として確認する認識ですが、その判断基準は2026年7月27日時点の掲載内容によるとの認識でよろしいでしょうか。また、上記要件を満たさないメーカーまたは製品を提案・採用した場合については、仕様不適合として評価対象となり、失格、減点その他のペナルティの対象となるものと認識しておりますが、その理解で相違ないでしょうか。	本事業における照明器具の選定要件は、仕様書に記載のとおりです。 お示しいただいた、一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004への適合を必須とするものではありません。このため、当該規格に適合しないことをもって、失格や減点をするものではありません。 しかしながら、本事業は公募型プロポーザル方式であり、仕様書に定める要件を満たした上で、製品の信頼性や施設の安全性といった観点を含む多様な提案を求めています。 このため、こうした規格への適合状況や、品質の担保に係る根拠等について、企画提案において、事業者の強みとして積極的に提案していただくことは可能であり、審査において評価の対象となり得ます。 なお、提案において示された規格及びその登録等の情報については、審査時点における最新の情報を基に確認します。
48	仕様書 作業要件	PCBを含む器具等が発見された場合、所有者様での処分が必要となる為、事業者は貴市が指定する場所までの運搬との認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
49	仕様書 作業要件	既設器具の取付箇所に下地がない場合、下地補強等に要する費用は別途追加との認識でよろしいでしょうか。なお、追加対応が不可の場合は、事前に下地のない箇所を特定のうえご教示ください。	協議事項とします。
50	仕様書 物件の保証	LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保守等の費用負担は貴市との認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
51	-	石綿の含有が認められた場合における対策工事費及び追加工期は別途協議との認識でよろしいでしょうか。	協議事項とします。
52	-	作業時間について日中作業（午前9時～午後18時）の想定でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。